現在求職活動中の方へ

保育所等利用に係る求職活動(起業準備)中であることの申立書

花巻市長　様

私は現在、求職活動(起業準備)中であり、就労証明書を提出できません。２号認定又は３号認定の開始日から２か月以内に就労した場合は、「就労証明書」と保育給付認定事由変更の「子どものための教育・保育給付認定申請書」（以下、保育給付認定という）・「届出書」を提出いたします。

（求職中で保育所等新規申し込みの方）

入所が決定した場合、利用開始日から２か月以内に上記書類を提出します。

　申立期間内に就労できなかった場合には、利用している保育所等を退所、また保育給付認定が取り消しになることを承諾します。

令和　　　年　　　月　　　日

申立者氏名

（利用申込児童との続柄: 　　　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申立者  住　　　所 | 〒 | |
| 利用（申込）  児　童　名 | ふりがな | ふりがな |
|  |  |

き　り　と　り

きりとり

|  |
| --- |
| （新規入所申込の方）令和　　年　　月 入所希望 |

|  |
| --- |
| 保育所等利用に係る求職活動(起業準備)中であることの申立書に係る注意事項  保育所等利用に係る求職活動(起業準備)中であることの申立書  の申立書 |

保護者用

|  |
| --- |
| （継続利用希望の方）令和　　年　　月末まで求職活動 |

【注意事項】

1. **求職活動の事由による入所は、利用希望月を含んで２カ月で終了します。**

※求職中で保育所等新規申し込みの方は、入所調整対象期間は、入所希望月を含めて２か月です。期間終了後も継続して調整を希望する場合は、期間終了前に、認定申請書を提出していただく必要があります。（例：４月入所申込の場合、５月入所までが調整対象となります。６・７月も調整を希望する場合、５月中に認定申請書の提出が必要です）

※求職活動の事由で入所が決定した場合は、保育所等に入所できる期間は入所から2か月です。

1. 求職活動中の保育必要量は、『短時間』です。
2. 就労証明書の内容に虚偽があった場合、申立は無効です。
3. **申立期間内に就労できなかった場合には、原則として利用している保育所等を退所、または保育給付認定が取り消しになります。**

５．不明な点はこども課までお問合せください。（こども課　0198-41-3150）